

骨髄ドナー助成制度 が始まりました

● 問い合わせ 健康づくり課 (東庁舎2階) ☎ 34-3217 ① 39-2523

松本市では、8月1日から、骨髄バンクが実施している骨髄等(造血幹細胞)の提供を行った方と、その方を雇用する企業に対して、助成制度を開始しました。

骨髄等の提供には、平均で8日程度かかることされており、提供に伴う入院中の収入が下がってしまう、勤務している会社に休暇制度がない、などの金銭的な理由により提供を行えなかった方に対して助成することで、骨髄等移植を促進するものです。

ドナー助成

骨髄等を提供したドナーに、最大20万円を助成します。

【対象】

- 次のいずれも満たす方
- 骨髄等の提供を行った日に、市内に住所を有している方
- 他の地方公共団体から、助成金に類するものの交付を受けていない方
- 骨髄等の提供に伴う休暇の制度がない事業所に勤務する方

【助成額】

骨髄等の提供に係る通院または入院に要した日数(上限10日)×2万円

事業所助成

骨髄等を提供したドナーの勤務する事業所に、最大10万円を助成します。

【対象】

- 国、地方公共団体および独立行政法人の事業所を除き、ドナー助成の対象者が勤務する事業所。ただし、勤務先が複数ある場合は、ドナーが指定する1社。

【助成額】

骨髄等の提供に係る通院または入院に要した日数(上限10日)×1万円

骨髄ドナー助成制度の助成金交付申請の期限は、ドナーが通院等をして退院した日の翌日から起算して90日以内をお願いします!



造血細胞移植後の ワクチン再接種費用助成制度

経済的な負担の軽減や感染症予防を目的に、造血細胞移植後のワクチン再接種費用を助成します。

◆対象 ※次のいずれも満たす方

- 骨髄移植や小児がん等の治療により、治療前に接種した定期の予防接種のワクチンの免疫が低下または消失したため、再接種が必要と医師が認める方
- 予防接種を受ける日において、20歳未満の方

◆助成の対象となる予防接種 ※次のいずれも満たす場合

- 定期の予防接種A類のワクチンであること
- 骨髄移植や小児がん等の治療により、治療前に接種した定期の予防接種のワクチンの免疫が低下または消失したため、再接種が必要と医師が認めるもの
- 予防接種法施行規則第2条の6の表の上欄に掲げる特定疾病に係る予防接種にあってはそれぞれ同条の規定による年齢に達するまで

◆助成方法と助成金額

- 事前に主治医意見書等の申請書が必要です。
- 医療機関へ支払った後、予防接種を実施したことが分かる領収書等で請求してください。
- 原則、助成対象予防接種の接種費用として医療機関に支払った額を助成します(上限あり)。

